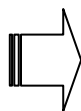


不適格事例への対応について

1 不適格事例への対応

【 不適格事例 】

一括下請の疑い
入札時提出資料から一括下請の疑いがある。

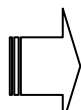


【 対応 】

内訳書等提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領第8(入札無効)に「建設業法第22条違反のおそれがあると発注者が判断した入札書」の項目を追加する。
落札者決定までの間に審査し、要領に基づき入札無効とする。

履行遅滞

- a 受注者の責に帰すべき理由により、着工すべき期限が到来しても未着工である。
- b 受注者の責に帰すべき理由により、工事(業務)完了期限を越えても工事(業務)が完了しない。



文書催告を行い、工事(業務)続行の意思確認をする。
工事(業務)続行の意志がない場合、契約解除し、要領に基づき指名停止措置を行う。
文書催告後、工事(業務)完了期限を越えた場合、工期(業務)期限の翌日から完了届提出日までの間、入札公告している他の案件の入札から排除する。
工事(業務)成績評価を厳格に適用する。
工事(業務)成績を発注要件に反映する。

粗雑工事(業務)

- a 工事(業務)中に受注者の責に帰すべき理由による改造請求・修補請求を出した。
- b 工事(業務)完了検査で文書修補指示を出した。
- c 工事(業務)完了後に受注者の責に帰すべき理由による粗雑工事(業務)が発覚した。



改造請求及び文書修補指示に対する改造・修補工事(業務)施工計画書の期限を定めた提出を義務付ける。
改造請求又は文書修補指示を出された者については、改造・修補施工計画書提出期限の翌日時点で入札公告している他の案件の入札を無効とする。
受注者の責に帰すべき理由による粗雑工事(業務)の場合、要領に基づき指名停止を行う。
工事(業務)成績評価を厳格に適用する。
工事(業務)成績を発注要件に反映する。

施工体制台帳の記載漏れ

- a 台帳と異なる下請業者が存在していた。
- b 台帳に記載のない下請業者が存在していた。



注意を喚起するとともに、記載誤りの場合は、施工体制台帳を訂正させる。
工事(業務)成績評価を厳格に適用する。
工事(業務)成績を発注要件に反映する。

施工体制不備

地域住民や下請業者からの苦情が多い。



工事(業務)成績評価を厳格に適用する。
工事(業務)成績を発注要件に反映する。

安全管理措置不適切

安全管理措置不適切による事故を発生させた。



安全管理措置不適切と認められた時点で、要領に基づき指名停止を行う。
工事(業務)成績評価を厳格に適用する。
工事(業務)成績を発注要件に反映する。

2 不適格事例の防止策

優良業者の育成.....業者の現場管理能力向上のための研修会を定期的に行う。

現場監督体制の充実.....複数の職員による監督体制を検討する。
検査体制を充実し、検査室による抜き打ち検査の頻度を高める。(検査室)

職員の監督技術向上.....監督技術向上のための研修会を定期的に行う。
業者との意見交換会を定期的に行い、業者の視点からみた監督体制の点検を行う。